

**名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託
募集要項等に関する第1回質問への回答**

令和6年7月（2024.7.17一部修正）

名取市

募集要項に関する質問への回答

No	頁	1	1	1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	4	2	9					事業者の負担	「修繕業務に関しては、事業者は、履行期間全体での修繕業務費として建築物、建築設備及び付帯施設に係る修繕業務費110,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)並びに厨房機器に係る修繕業務費150,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること。」とあるが、各修繕業務費は、後述5.4提案上限価格3,832,040千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)には含まれず、個別に取り扱うとの考えで良いか。	提案上限価格に含まれます。
2	4	2	9					事業者の負担	「修繕業務に関しては、事業者は、履行期間全体での修繕業務費として建築物、建築設備及び付帯施設に係る修繕業務費110,000千円並びに厨房機器に係る修繕業務費150,000千円を計上し…」とありますが、これらの合計260,000千円は、提案上限価格3,832,040千円に含まれるのでしょうか。 また、修繕費用が110,000千円および150,000千円を超える場合の取り扱いをご教示ください。	前段：募集要項に関する質問への回答No.1をご参照ください。 後段：事業期間全体を通じて、修繕業務費の範囲内について事業者にて修繕業務をお願いするものですが、事業者が適切に計画・管理していたにもかかわらず当初計画以上の修繕費用が必要となった場合は、協議は可能と考えます。
3	4	2	9					事業者の負担	「修繕費」の取り扱いについては、市が行うものとしている建築設備及び付帯施設等の更新にかかる費用は含まれないとの考えでよいか。	お見込みのとおりです。
4	4	2	9					事業者の負担	「本市から事業者への修繕費の支払いは平準化するものとし、修繕費の執行残高が生じた場合は、業務終了時に返還すること。」とありますが、平準化による支払い額より高額な修繕を行う場合は、事業者側での立替という形になるという認識でよいか。	お見込みのとおりです。
5	4	2	9					事業者の負担	「厨房機器に係る修繕業務費150,000千円を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること」とありますが、こちらは「修繕業務」に関する費用のことで、他の「厨房機器保守管理業務」、「食器食缶等保守管理業務」、「施設備品保守管理業務」の費用は含まないご認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	5	3	1		(2)			応募者の構成等	「共同企業体協定書」について、SPCを設立するかどうかの判断材料といたく、公表をお願いいたします。	事業者の任意様式にて作成いただき、提案書類と併せて提出いただきます。ただし、次の内容を含めて作成してください。 ・共同企業体を営む目的を本業務の履行に限定すること ・構成員は本業務履行に関し連帯して責任を負うこと ・本業務の履行期間満了後3ヶ月を経過するまでは解散しないこと ・構成員の相互間の責任の分担 ・市及び構成員全員の承認なく構成員の脱退等ができないこと なお、本件に併せ、提案書類の一部を修正し、後日ホームページにて公表いたします。
7	5	3	1		(3)			再委託	「…再委託を行う場合は、参加表明書等の提出時にこれら再委託先の名称等について明らかにすること。」とありますが、様式集 様式2-4<役割>の項目に記載することでよろしいでしょうか。	問題ございません。再委託を行う業務は、様式2-4の<役割>欄に再委託先を明記してください。
8	6	3	2		(2)			運営業務を行う者の参加資格要件	参加資格要件については、事業期間が終了していない事業でも実績として認めていただけるのでしょうか。またPFI事業での運営業務も認めていただけるのでしょうか。	前段・後段：可能としますが、少なくとも1年以上運営業務を行っている事業又は業務としてください。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	1	1	1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
9	14	7	4					収支計画に関する条件	維持管理の修繕費（建築設備等と厨房機器等）の費用をお示しいただいており、「計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること」とありますが、いずれも提案上限価格に含まれているとの認識で、間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10								リスク分担	市と事業者とのリスク分担について、公表をお願いいたします。	委託契約書（案）をご参照ください。

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

委託契約書(案)に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	第1章	第1条	第1節	1	(1)	1)	ア	①	項目等	質問内容	回答
1	○	4	12 及び 35	第5章	第26条		第2 項					委託費の支払い	「市による委託費の構成、支払金額、支払スケジュール及び支払方法は、別紙4に記載する「委託費の支払及び改定方法」に定めるとおりとする。」とあり、各修繕費用が四半期毎に平準化するとあるが、建築設備及び付帯設備の長期修繕計画を行うにあたり、支払スケジュールに記載されている四半期毎の支払額を超過する修繕計画を立案・実施することも想定される。その場合は、支払計画の変更に応じてもらえるものか。	支払い計画の変更は予定していません。
2	○		15	第7章	第35条		2	(3)				事業者による契約の終了	「事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き自己の費用で速やかに撤去すること。」とありますが、市が買い取る対象になる機器・備品をご教示ください。また、本事業終了時には給食調理に支障のない機器であれば、全数買い取り対象となるのでしょうか？	事務機器等の事業者が所有する機器については、現時点では買い取りを想定していません。なお、要求水準書に規定する業務の履行として調達した機器等は、市が所有することになります。
3		別紙2	25				2	(1)				業務不履行の定義	業務不履行の表の区分で、「所定水準未達成」と記載がありますが、所定水準とは要求水準の事でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		別紙2	26				2	(3)	1)			改善計画書の提出	「改善期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする」とありますが、速やかに改善作業に取り掛かっていることを前提に、部品の納期に時間が係る場合や、検査結果が出るのに時間が係る場合は改善期日を遅らせていただけたとの認識でよろしいでしょうか。	5日以内を原則としますが、やむを得ない事由による場合には、協議に応じます。
5		別紙4	30									委託費の支払い及び改定方法	委託費の支払及び改定方法の内容について承知しておりますが、一方で令和6年1月19日に内閣府より各都道府県市区町村担当部長様宛に通知されております「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」の内容につきましても、契約締結後に物価変動の影響があった場合は別途協議して頂けるとご認識でよろしいでしょうか？	委託契約約款(案)p.31～34に記載のとおり、物価変動に係る改定を行います。が、具体的な提案・協議事項があれば、質問(第2回)にてお示しください。
6		別紙4	33					(3)	4)	オ		年間提供給食数	変動料金の算定食数について、年150万食を使用すると指定がありますが、様式集 様式A-4等で四半期ごとに記載する際は、1四半期375,000食として計上してよいでしょうか。 また、年間給食日数については、要求水準書添付資料5「学校別・日別給食数実績及び調理場の稼働日数」により令和5年度実績201回を基準としてよいでしょうか。 運営費見積作成のため、年150万食／201回＝7,462食/日を用いたいと考えております。	前段：お見込みのとおりです。 中段：お見込みのとおりです。 後段：支払いは四半期毎の提供食数×単価となりますが、提案上では1四半期375,000食として算定ください。

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	a	項目等	質問内容	回答
1	○			4	1	1.5	(3)					対象校	「配送・回収業務は、小学校10校、中学校4校、義務教育学校1校を対象」とされた上で、学校毎児童生徒数推移表では減少傾向になっておりますが、何らかの事象でクラス数が増えた場合、食缶・カゴ及び収納に関わる機器(コンテナ・消毒保管機等)の増設費用は、市の負担のご認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。なお、食缶・カゴ等は、事業者の経験をもとに適宜予備を見込んでください。
2	○			11	3	3.6	(3)					修繕・更新業務	汁物食缶は、維持管理業務開始日以降、優先的に全数を更新するとありますが、契約結締→形状選定→市の承認→商品発注(選定商品により納期240日)→という流れになり更新まで時間を要しますので、1年目の冬休み期間または、2年目の夏休みの期間での入替スケジュールでよろしいでしょうか？	更新までの流れについては承知していますが、1年目の夏休みを含め早期に更新されることを期待しています。
3	○			15	3	3.10						修繕業務	更新及び改修は、一部の厨房の機器を除き市が直接行うとありますが、更新する厨房機器(表3)以外の厨房機器は、15年経過した機器となり、今後10年間の間に部品製造中止に伴い修理不可の故障等が発生する恐れがあります。状況次第ですが、給食提供に支障のきたす可能性のある機器は、随時入れ替えのご提案をしていくとの考えでよろしいでしょうか？また、入替えご提案中の機器故障により給食提供に支障をきたした場合、ペナルティについての考えをご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。市の予算確保までの手続き、期間等を考慮して、適切な時期にご提案ください。 後段:入替え対象機器でありながら市の予算の都合上入替えてきていない機器で、事業者が適切に管理していたにも関わらず機器が故障し給食提供に支障をきたした場合など事業者の責めに帰すべき事由でなければ、ペナルティ(委託契約書(案)p.25 2ペナルティ(委託費の増減等))のレベル3、4のペナルティには該当しません。
4	○			16	3	10		2)				修繕業務	長期修繕計画の立案について「事業者が実施する修繕・分解整備等に加え、市が実施する更新も含める。」とあるが、更新にかかる費用の積算・計上については「事業者が計上する履行期間全体での修繕業務費として建築物、建築設備及び附帯施設に係る修繕業務費110,000千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)並びに厨房機器に係る修繕業務費150,000千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)」とは分けて積算・計上する考えで良いか。	お見込みのとおりです。
5	○			16	3	10		2)				修繕業務	長期修繕計画には～市が実施する更新も含める。とありますが、市が実施する更新・改修は事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。また、提案した更新・改修を市が実施しない事により給食提供に影響が出た場合は、ペナルティの対象外との理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:長期修繕計画にて更新・改修すべきとされているが、市の予算の都合上、更新・改修できず、事業者が適切に管理していたにも関わらず設備機器が故障し給食提供に支障をきたした場合など事業者の責めに帰すべき事由でなければ、ペナルティ(委託契約書(案)p.25 2ペナルティ(委託費の増減等))のレベル3、4のペナルティには該当しません。
6	○			17	3	10		7)				修繕業務	修繕業務費が平準化払いとなっていますが、積み立てている修繕業務費を使い切った場合は、事業者で修繕ができなくなります。積み立てている金額を超えた分は、市に費用を別途請求させていただくか市で修繕を実施していただけないでしょうか。	執行残高の繰り越し、前借りを含め、修繕業務費の範囲内については事業者にて修繕業務をお願いするものですが、修繕計画(修繕業務全体の金額)と、残りの修繕業務費とを勘案しながら協議は可能と考えます。
7	○			19	4	1	(2)	2)	ア			事業者による衛生管理体制	「食品衛生責任者」と、24頁4.4(1)1)ア～ウ「衛生管理責任者」は、同一と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、要求水準書P19に記載のとおり、「学校給食衛生管理の基準」における衛生管理責任者を指します。
8	○			25	4	5	(1)					配送・回収業務	配送車両の調達は事業者業務との認識でおりますが、長期にわたる履行期間を考慮した場合、新車を用意する必要があるでしょうか。また、履行期間途中で新しく車両を調達する計画としても宜しいでしょうか。	前段:必ずしも新車である必要はありません。 後段:お見込みのとおりです。

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
1	提出書類の作成 要領		2	(2)		①	応募書類審査に関する 提出書類	様式A-1～様式A-5の提出方法について、規定がありましたらご教示ください。	フラットファイルに綴じて提出、封筒に入れて提出等、適宜、提出してください。
2	提出書類の作成 要領		2	(2)		①	提案書及び 基礎審査項目 チェック シート	「各書類の右上所定の欄に、応募者名を記載すること。副本分については、応募者名及び代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、応募者名については参加表明書提出時に与える受付番号(記号)を表記し、企業名については、『代表企業』『構成企業A』『構成企業B』等の匿名を使用すること」と記載がありますが、正本・副本ともに「応募者名」＝「受付番号(記号)」という認識でよろしいでしょうか。 また、企業名については、企業名対応表を挿入することで正本とさせていただきますでしょうか。	前段：企業名対応表を挿入することであれば、「応募者名」＝「受付番号(記号)」でもかまいません。 後段：企業名対応表により正本とすることでかまいません。

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		第3条 第4条 第7条				SPCを設立しない場合は第3条(事業予定者の設立)、第4条(株式の譲渡)、第7条(出資者保証書等)、別記様式第1号(第3条、第7条関係)、別記様式第2号(第7条関係)は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。SPCを設立しない場合には、事業者と協議の上、本市が、当該部分に係る表現の修正を行います。